

はじめに

政治資金規正法は政治家や政党・政治団体が取り扱う政治資金について規定する法律であり、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることにより、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。1948年に制定され、政治とカネを巡る数々の問題を契機に累次の改正が行われ、今日に至っています。

政治資金規正法は「政治資金の収支の公開」と「政治資金の授受の規正等」という2つの柱により成り立っています。

「政治資金の収支の公開」については、収支報告書と添付書類の提出・公表により行われますが、これらが提出されなかったり、提出されたとしても不正確なものであった場合には、国民の不断の監視と批判が働かなくなってしまう

また、「政治資金の授受の規正等」が蔑ろにされると、政治家・政治団体と資金提供者の間に過度な癒着が疑われることとなります。

このほか、近時は政治資金の使途用途が適正かどうかなども注視されるようになっていきます。

国民、特に政治資金を扱う者は、政治資金規正法その他の関係法令を十分理解し、法令に則った対応をすることが求められます。

本書はこの政治資金規正法その他の関係法令に関係する事件について、おもに2018～2024年の記事などを中心に、事件の概要、関係者の対応などをまとめました。

また、それぞれの事件が

- 法律に照らして違反にあたるかどうか
- 刑事事件に発展したか、あるいは故意や重過失の状況
- 道義的責任や公平感
- 金額の多寡
- 世間的な注目度

などの視点から編集部が独自に判断して、事件ごとに違反のレベルを1（低）～5（高）の5段階に評価しましたので、参考としていただければと思います。

本書があらためて、政治資金規正法とはなにか、政治活動における政治資金がいかにあるべきかなどを考える一助となれば幸いです。

目次

第1章 不記載

- 事例01** パーティー券の販売金額の一部を
報告書に記載せず、議員に還流…………… 12

- 事例02** 証券会社からの借入金を
政治資金収支報告書に不記載…………… 17

- 事例03** パーティー券代が記載漏れ…………… 21

- 事例04** 会費制の集会・支援者向けの
イベントの収支を収支報告書に不記載…………… 23

- 事例05** 選挙運動の余剰資金が収支報告書に
記載されず使途不明…………… 26

- 事例06** 多額の記載漏れと二重計上…………… 29

- 事例07** 政党支部からの交付金を不記載…………… 33

- 事例08** 政治資金収支報告書に食い違い…………… 35

- 事例09** 無償で借りた事務所の経費を記載せず…………… 37

- 事例**
10 事務所の賃料が記載漏れ…………… 39
- 事例**
11 談合で起訴された会社社長から商品券を受け取る …… 41

第2章 虚偽記載

- 事例**
12 収支報告書に寄附者の寄附先を偽って記載。
還付金を受けさせた容疑で告発…………… 44
- 事例**
13 政治資金収支報告書に後援会の代表者名を偽って記載… 46
- 事例**
14 寄附を受けた事実はないのに
寄附ありと収支報告書に記載…………… 48
- 事例**
15 着席形式の政治資金パーティーの定員を超えた
販売分について正しく記載していないと告発…………… 50
- 事例**
16 会計責任者の宣誓書に故人の署名と捺印…………… 53

事例 17	パーティー券の販売収入を過少報告	55
事例 18	政治資金パーティーの収入を 政治資金収支報告書に過少記載	58
事例 19	政治資金収支報告書と政務活動費収支報告書に 同一の領収書を添付	60

第3章 上限を超えた寄附

事例 20	同一の代表が営む企業から2,200万円の献金	64
事例 21	同じ議員の関連団体に分散し、 総額として上限を超える寄附	66
事例 22	迂回融資と寄附額上限超えの疑い	68
事例 23	実質的に個人からの寄附の上限を超える寄附	70
事例 24	資金管理団体を迂回して後援会に上限超えの寄附	71
事例 25	個人からの寄附の上限を超える可能性	73

事例
26 夫から上限を超えた寄附の疑い …………… 75

事例
27 個人から政党への寄附の上限超え …………… 77

第4章 禁止者からの寄附

事例
28 赤字企業からの寄附 …………… 80

事例
29 選挙前後の間接的な寄附 …………… 82

事例
30 談合で行政処分を受けた事業者からの献金 …………… 84

事例
31 政治団体が外国籍の人物からの寄附を受ける …………… 86

事例
32 企業が秘書給与を肩代わりして毎月約半額を上納 …………… 88

事例
33 選挙の遊説で使用した船のチャーター代が未払い …………… 90

第5章 書類の不備

事例
34 政治資金収支報告書を2年間未提出だったのに活動 … 94

事例
35 政治団体の届出をしないまま、年会費を受領 …… 97

事例
36 政治団体設立の届出前に寄附を受領 …… 99

事例
37 提出義務のある領収書を8か月分紛失 …… 101

事例
38 資金管理団体が2年分の収支報告書を提出せず
解散したが、解散後も残金が存在 …… 103

第6章 地位利用

事例
39 副大臣秘書が民放幹部に政治資金パーティーの
案内状と 振込用紙を手渡し …… 106

事例
40 公務員が政治資金パーティーの案内を部下に配布 …… 108

事例
41 自身が理事長を務める施設の職員から
寄附金として献金を集金 …… 110

第7章 買収

- 事例**
42 選挙前に地元議員らに現金を渡し、買収容疑で逮捕 … 114

第8章 違法な寄附

- 事例**
43 後援団体が法人会員を募り、207万円あまりを受領 … 120

- 事例**
44 政党や政党支部ではない政治団体が、年会費を受領 … 122

- 事例**
45 便宜を図ってほしいという
意図のある現金を受け取った …………… 124

- 事例**
46 市議会議員選挙の立候補予定者に現金を渡す …………… 126

- 事例**
47 寄附を禁じられている任意団体が購入した
パーティーに欠席多数 …………… 128

- 事例**
48 選挙運動に際し金銭を要求され
公職選挙法違反で告発 …………… 130

- 事例**
49 選挙前に府内議員の関連政治団体に寄附 …………… 132

- 事例**
50 選挙区内有権者に対し、大臣秘書が線香を配布 …………… 135

第9章 適法不適切

事例
51

クラウドファンディングによる政治資金集め …………… 138

- 本書において、記載のない「法」とは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を指します

— | 第2章 | —

虚偽記載

収支報告書に寄附者の 寄附先を偽って記載。 還付金を受けさせた容疑で告発

■ 事件の概要

参議院議員のA氏は自身が代表を務める資金管理団体Xの会計責任者らと共謀し、Xに寄附した167人について、政治資金収支報告書には政党支部に寄附したと記載。当時、Xへの寄附は税金還付の対象ではなかったのに2016年2月から3月にかけて寄附金控除の書類を交付し、総額150万円の還付金を受領させ、国庫に損失を与えたとされた。

このことについて、2018年4月と10月に東京都在住の男性が詐欺や政治資金規正法違反などでA氏を新潟地検に告発した。新潟地検は、2018年4月、これを受理した。

■ 関係者の対応など

2018年12月、新潟地検はいずれの容疑についても不起訴とした。理由は明らかにされていない。

A氏は、マスコミの取材に対し、「告発されたことも不起訴になったことも知らなかった」とし、今後も資金管理を厳格に行うと話した。

解説

違反レベル

LEVEL

2

政治資金収支報告書に寄附先を偽って記載するのは違法(法第25条第1項第3号)。

個人が政党・政治資金団体に対して行った寄附は税の優遇措置を受けることができ、寄附金控除（所得控除）か、寄附金特別控除（税額控除）を選択することができる（租税特別措置法第41条の18）。

一方、その他の政治団体については、国会議員関係政治団体になっている資金管理団体等一定の資格を有するものについて税の優遇措置が認められるが、寄附金控除のみである。この点について、一般的に課税所得が900万円未満の場合は税額控除の方が有利だとされている。

仮に、有利な税の優遇措置を受けるために、寄附先の政治団体を偽っていたとしたら、それぞれの政治団体において虚偽の収支報告書を作成し、提出していたことになる。故意または重過失により収支報告書に虚偽の記載をした者は、5年以下の禁錮または100万円以下の罰金に処されるおそれがある（法第25条第1項第3号、第27条第2項）。

なお、税の優遇措置を受けるためには収支報告書に寄附者の氏名、住所等が記載されていること、かつ、総務大臣または都道府県選挙管理委員会の確認書を発行してもらうことが必要である。

政治資金収支報告書に 後援会の代表者名を偽って記載

■ 事件の概要

2020年6月、X市の市議会議長を務める市議会議員A氏は、2010～2019年の政治資金収支報告書に自身の後援会の代表者として無断で元市議会議員B氏の名前を記載していたことが判明した。

2010年の市議会議員選挙の際、A氏はB氏に陣営の責任者を依頼し、同年後援会を設立する際に本人の許可を得ないまま、B氏を代表者としていた。2014年の市議会議員選挙では政策の考え方の違いから袂を分かったため、ほかの人物に責任者と後援会の代表者に就いてもらったが、A氏はこの変更について選挙管理委員会に届け出ていなかった。

■ 関係者の対応など

A氏は、B氏の名前を無断で記載したことを認め、謝罪した。また県の選挙管理委員会に修正の手続きを取るとした。

政治資金規正法には設立届の虚偽報告に関する罰則はない。県の選挙管理委員会は、政治資金収支報告書に違う人物の名前が記載されていることが虚偽記載に当たるかどうかは判断できないとした。

発覚後の市議会でA氏の議員報酬を3か月間3割減額する条例案を提案し、賛成多数で可決された。

解説

違反レベル

LEVEL

3

本来、代表者ではない者を代表者として届け出ることについて罰則はない。しかし虚偽の届出は国民を欺く行為であり許されない。

公職の候補者を推薦・支持する後援会は政治団体にあたる。政治団体は、組織の日から7日以内に設立届を管轄する選挙管理委員会または総務大臣に提出しなければならず、団体名、代表者名などが官報または都道府県の公報などで公表される。

本件では、後援会の代表者として無断でB氏の名前を記載しており、事実と異なるため虚偽を記載したことになるが、政治資金規正法には設立届の虚偽記載に関する罰則はない。また、届出を受ける選挙管理委員会は、政治活動に介入してはならないとの観点から、代表者の真偽を確認するなどの権限は付与されていないし、すべきでもない。

しかし、無断で氏名を記載することは道義的に見ても許されることなく、また、虚偽の事項が公表されることにより国民を欺くこととなるので議員としての資質を問われるといえるだろう。

なお、政治資金収支報告書に代表者の氏名を記載する欄があるが、収支報告書は会計責任者が作成するものであり、会計責任者が代表者氏名が虚偽であると知っていて記載した場合は、収支報告書の虚偽記載に問われる場合もあるだろう（法第25条第1項第3号）。